第九条第一項中「第二十条第一項（同条第五項」を「第三十二条第三項（同条第七項及び第八項」に、「同条第一項の規定による承認」を「同条第三項の規定による承認」に改め、同項第一号中「第二十条第一項」を「第三十二条第三項」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、前項の承認申請書に添付する書類については、第一項の承認申請書を提出した場合には、これに添付した書類を重ねて提出することを要しない。

第九条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　機構は、法第三十二条第三項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余がある場合において、その残余の額の全部又は一部を同条第四項の規定により当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間における同条第三項に規定する積立金として整理しようとするときは、同条第四項の規定による承認を受けようとする金額を記載した承認申請書を文部科学大臣に提出し、当該次の中長期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、その承認を受けなければならない。

第九条を第十五条とする。

第八条中「第二十条第四項」を「第三十二条第六項」に改め、「（第十三条において「毎事業年度において国庫に納付すべき額」という。）」を削り、「独立行政法人通則法第四十四条第一項本文」を「同項本文」に改め、同条を第十四条とし、同条の前に次の一章並びに章名及び一条を加える。

第三章　運用の方法

（運用の対象となる有価証券）

第七条　法第二十六条第一号の政令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第一号から第五号まで、第十号から第十三号まで、第十五号、第十八号及び第二十一号に掲げる有価証券並びに同項第十七号に掲げる有価証券（同項第六号から第九号まで、第十四号及び第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）

二　前号に掲げる有価証券に表示されるべき権利であって、金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

三　金融商品取引法第二条第二項第五号に掲げる権利（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約であって、当該イからニまでに掲げるものの取得及び保有をする事業を営むことを約する投資事業有限責任組合契約であって、当該イからニまでに掲げるものの銘柄を特定しているものを除く。）に基づく権利（同法第二条第二項の有限責任組合員として有するものに限る。）に係るものに限る。以下この号において同じ。）及び金融商品取引法第二条第二項第六号に掲げる権利（同項第五号に掲げる権利に類するものに限る。）であって、同項の規定により有価証券とみなされるもの

イ　株式会社の設立に際して発行する株式及び企業組合の設立に際しての持分

ロ　株式会社の発行する株式及び新株予約権並びに企業組合の持分

ハ　投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項第三号に規定する指定有価証券（次に掲げるものに限る。）

(1)　金融商品取引法第二条第一項第六号に掲げる出資証券

(2)　金融商品取引法第二条第一項第七号に掲げる優先出資証券

(3)　金融商品取引法第二条第一項第八号に掲げる優先出資証券及び新優先出資引受権を表示する証券

(4)　金融商品取引法第二条第一項第九号及び(1)から(3)までに掲げる有価証券並びに(5)に掲げる権利に係る同項第十九号に規定するオプションを表示する証券及び証書

(5)　(1)から(3)までに掲げる有価証券に表示されるべき権利であって、金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

ニ　投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項第十一号に規定する外国法人の発行する株式、新株予約権及び指定有価証券（ハ(1)から(5)までに掲げるものに限る。）並びに外国法人の持分並びにこれらに類似するもの

四　前三号に掲げる有価証券に係る標準物

２　前項第一号及び第二号に掲げる有価証券（国債証券及び国債証券に表示されるべき権利であって金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるものを除く。）を取得する場合においては、応募又は買入れの方法により行わなければならない。

（投資一任契約）

第八条　法第二十六条第三号ただし書の政令で定める投資一任契約は、機構が投資判断の全部を一任することを内容とするものとする。

（有価証券の貸付け）

第九条　法第二十六条第四号の政令で定める有価証券は、金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券（同項第六号から第九号まで、第十四号及び第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）とする。

２　法第二十六条第四号の政令で定める法人は、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）、同法第二条第三十項に規定する証券金融会社及び貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号に掲げる者とする。

（債券オプション）

第十条　法第二十六条第五号の政令で定める権利は、次に掲げる権利とする。

一　金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所の定める基準及び方法に従い、当事者の一方の意思表示により当事者間において債券（標準物を含む。）の売買契約を成立させることができる権利

二　債券の売買契約において、当事者の一方が受渡日を指定できる権利であって、一定の期間内に当該権利が行使されない場合には、当該売買契約が解除されるもの（外国で行われる取引に係る売買契約に係るものを除く。）

（通貨オプション）

第十一条　法第二十六条第七号の政令で定める権利は、当事者の一方の意思表示により当事者間において外国通貨をもって表示される支払手段の売買取引を成立させることができる権利のうち、金融商品取引法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引（同項第三号に掲げる取引に係るものに限る。）及び同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引（同条第二十一項第三号に掲げる取引に類似するものに限る。）に係る権利を除いたものとする。

（デリバティブ取引）

第十二条　法第二十六条第八号の政令で定めるデリバティブ取引は、金融商品取引法第二十八条第八項第三号ロ、第四号ロ及び第五号（同項第三号ロに掲げる取引に類似する取引に係るものに限る。）に掲げる取引のうち、同法第二条第八項第十一号イに規定する有価証券指標（株式に係るものに限る。）に係るものとする。

第四章　財務及び会計

（文献情報提供業務）

第十三条　法第三十一条第一項第三号に規定する政令で定める業務は、科学技術に関する論文その他の文献（磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録されたものを含む。）に係る情報（専ら科学技術に関する研究開発に係る交流を促進するための情報を除く。）を抄録その他の容易に検索することができる形式で提供すること（国際協力を目的として我が国の科学技術に関する情報を外国に提供することを除く。）を目的として行う業務及びこれに附帯する業務とする。

第五章　科学技術振興機構債券

（科学技術振興機構債券の形式）

第二十条　科学技術振興機構債券は、無記名利札付きとする。